

○石川工業高等専門学校受託研究実施要項

平成 23 年 3 月 17 日 校長裁定

平成 24 年 10 月 23 日 一部改正

平成 25 年 4 月 1 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要項は、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則（平成 16 年高専機構規則第 47 号。以下「規則」という。）第 12 条の規定に基づき、石川工業高等専門学校（以下「本校」という。）における受託研究の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(受託研究の申込み)

第 2 条 受託研究の申込みをする者（以下「委託者」という。）は、校長に受託研究申込書（別紙第 1 号様式）を提出するものとする。

2 委託者は、受託研究申込書の提出に当たり、あらかじめ受託研究に従事する本校の教職員（以下「研究担当者」という。）と内容について協議するものとする。

(受入れの審査・決定)

第 3 条 校長は、受託研究申込書の提出があったときは、石川工業高等専門学校外部資金受入委員会に諮り、その意見を参考として、受入れの可否を決定するものとする。

2 校長は、受託研究の受入れを決定したときは、契約担当役及び委託者に対し、書面により通知するものとする。

(契約の締結)

第 4 条 契約担当役は、前条第 2 項の通知に基づき、委託者と規則第 2 条第 2 項各号に掲げる事項を定めた受託研究契約を締結するものとする。

2 契約担当役は、受託研究契約を締結したときは、その旨校長に報告するものとする。

(受託研究の費用)

第 5 条 受託研究の費用（以下「受託研究費用」という。）は、直接経費、間接経費及び受託料とし、受託契約において受託研究費用を定めるものとする。ただし、受託研究等の内容が変更されたときは、受託研究費用を増加又は減少することができる。

2 間接経費は、直接経費の 30 パーセントに相当する額とする。ただし、競争的資金等に係る間接経費にあつては、当該競争的資金において措置された金額とする。

3 間接経費は、委託者が国の機関、特殊法人、認可法人、独立行政法人又は地方公共団体等からの申込みであり、かつ、校長が真にやむを得ないと認める場合には徴収しないことができる。

(受託研究費用の納入)

第 6 条 契約を締結した委託者は、当該受託研究契約に定める受託研究費用を、出納命令役の発行する請求書により納付しなければならない。

(研究の中止)

第 7 条 校長は、天災地変その他やむを得ない事由により受託研究遂行が困難となったときは、委託者と協議のうえ、当該受託研究を中止することができる。

2 校長は、受託研究の中止を決定したときは、契約担当役に受託研究の中止を通知するものとする。

3 契約担当役は、前項の通知を受けたときは、速やかに契約の変更を行うものとする。

(研究完了の報告)

第 8 条 研究担当者は、当該受託研究が完了したときは、受託研究完了報告書（別紙第 2 号様式）により校長に報告するものとする。

2 委託者に対する受託研究完了の報告については、受託契約書の定めるところによる。

(研究成果の公表)

第 9 条 校長は、研究成果について、学会発表、論文投稿、インターネット掲載その他の対外発表を教職員に行わせるときは、あらかじめ委託者の同意を得るものとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 3 月 17 日から実施し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 24 年 10 月 23 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。